

八女市地域防災計画

事故対策編



平成 23 年 3 月

(平成 26 年 3 月一部改訂)

(平成 31 年 3 月一部改訂)

(令和 3 年 3 月一部改訂)

(令和 4 年 3 月一部改訂)

(令和 6 年 3 月一部改訂)

八女市防災会議

目 次

第 1 編 航空災害対策編	1
第 1 章 災害の想定と業務の大綱	1
第 1 節 災害の想定	1
第 2 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第 2 章 災害予防計画	3
第 1 節 航空交通の安全のための情報の充実	3
第 2 節 航空機の安全な運航の確保	3
第 3 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	3
第 3 章 災害応急対策計画	7
第 1 節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	7
第 2 節 活動体制の確立	8
第 3 節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動	9
第 4 節 警戒区域の設定、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	12
第 5 節 関係者等への的確な情報伝達活動	13
第 2 編 道路災害対策編	14
第 1 章 災害の想定と業務の大綱	14
第 1 節 災害の想定	14
第 2 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	14
第 2 章 災害予防計画	16
第 1 節 道路交通の安全のための情報の充実	16
第 2 節 道路施設等の整備	16
第 3 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	16
第 4 節 防災知識の普及	19
第 3 章 災害応急対策計画	20
第 1 節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	20
第 2 節 活動体制の確立	21
第 3 節 救助・救急、医療及び消火活動	23
第 4 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	24
第 5 節 危険物の流出に対する応急対策	25
第 6 節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	25
第 7 節 関係者等への的確な情報伝達活動	25
第 4 章 災害復旧計画	27

第3編 危険物等災害対策編	28
第1章 災害の想定と業務の大綱	28
第1節 災害の想定	28
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	28
第2章 災害予防計画	30
第1節 危険物等関係施設の安全性の確保	30
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	34
第3節 防災知識の普及、訓練	37
第3章 災害応急対策計画	39
第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	39
第2節 活動体制の確立	40
第3節 個別災害に係る応急対策	41
第4節 災害の拡大防止活動	41
第5節 救助・救急、医療及び消火活動	41
第6節 災害の拡大防止のための交通規制及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	42
第7節 危険物等の大量流出に対する応急対策	43
第8節 避難の受入れ及び情報提供活動	44
第9節 施設、設備の応急復旧活動	44
第4章 災害復旧計画	45
第4編 大規模な火事災害対策編	46
第1章 災害の想定と業務の大綱	46
第1節 災害の想定	46
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	46
第2章 災害予防計画	47
第1節 災害に強いまちづくり	47
第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実	47
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	48
第4節 防災知識の普及、訓練	51
第3章 災害応急対策計画	52
第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	52
第2節 活動体制の確立	53
第3節 救助・救急、医療及び消火活動	54
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	54
第5節 避難の受入れ及び情報提供活動	55
第6節 施設、設備の応急復旧活動	56
第4章 災害復旧計画	57

第5編 林野火災対策編	58
第1章 災害の想定と業務の大綱	58
第1節 災害の想定	58
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	58
第2章 災害予防計画	59
第1節 林野火災に強い地域づくり	59
第2節 林野火災防止のための情報の充実	60
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	60
第4節 防災活動の促進	64
第3章 災害応急対策計画	65
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	65
第2節 活動体制の確立	66
第3節 救助・救急、医療及び消火活動	67
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	68
第5節 避難の受入れ及び情報提供活動	69
第6節 応急復旧及び二次災害防止活動	70
第4章 災害復旧計画	71
第6編 放射線災害対策編	72
第1章 災害の想定と業務の大綱	72
第1節 災害の想定	72
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	72
第2章 災害予防計画	74
第1節 施設等の安全性の確保	74
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	74
第3章 災害応急対策計画	78
第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	78
第2節 活動体制の確立	80
第3節 屋内退避・避難収容等の防護活動	81
第4節 警戒区域の設定、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	82
第5節 救助・救急、医療及び消火活動	82
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動	83
第4章 災害復旧計画	84

第 1 編 航空災害対策編

第 1 章 災害の想定と業務の大綱

第 1 節 災害の想定

航空運送事業者の運航する航空機の墜落等により多数の死傷者を伴う大規模な航空事故の発生を想定した。

第 2 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

航空災害対策に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに防災関係機関への連絡通報・調整
- (2) 被災者の救出、救護（搬送・収容）に関する防災関係機関との調整
- (3) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (5) 死傷病者の身元確認
- (6) 県又は他の市町村に対する応援要請

2 福岡空港事務所

- (1) 事故状況の収集・把握及び防災関係機関への連絡通報
- (2) 空港（航空通信、無線施設等を含む。）及び航空機の保安
- (3) 遭難航空機の捜索及び救助
- (4) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (5) 国際民間航空条約第 14 付属書に準拠した空港緊急計画の策定及び実施

3 福岡県

- (1) 的確な情報の収集並びに国、市町村及び防災関係機関への連絡通報・調整
- (2) 自衛隊、地方公共団体等に対する派遣（応援）要請
- (3) 医療救護体制の確保

4 福岡県警察本部（八女警察署）

- (1) 被害状況の収集及び被害実態の把握
- (2) 遭難航空機の捜索
- (3) 被災者の救出救助
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 事故現場及びその周辺における警戒警備

- (6) 遺体の検視及び身元の確認
- (7) 行方不明者の搜索
- (8) その他事故災害に必要な警察活動

5 航空運送事業者

- (1) 空港事務所、市及び警察等の防災関係機関に対する事故状況の的確な通報
- (2) 空港事務所が設置する事故応急対策本部への責任者の派遣
- (3) 遭難航空機の搜索
- (4) 被害拡大防止のための現地における医療その他応急措置
- (5) 死傷病者の身元確認及び家族への通知

6 その他防災関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）

- (1) 所管の応急対策の実施
- (2) 県及び市町村等との協力・連携

第2章 災害予防計画

第1節 航空交通の安全のための情報の充実

第1 福岡管区気象台

福岡管区気象台は、航空機の安全に係る気象・地象・水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予報・及び警報・注意報等の情報を、適時・的確に発表するものとする。

また、局地的な激しい気象の変化を監視する空港気象ドップラーレーダー等の航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて、航空交通の安全のための気象情報の充実を図るものとする。

第2 福岡空港事務所

空港事務所は、ノータム航空路誌等により航空交通の安全確保に関する情報を適切・適時に提供するものとする。

第3 航空運送事業者

航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を、様態や要因ごと等に分類・整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講ずるものとする。また、分類・整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進するものとする。

第2節 航空機の安全な運航の確保

第1 規則の遵守指導

空港事務所は、航空運送事業者等に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導するものとする。

第2 教育訓練の充実等

空港事務所は、航空運送事業者等において実施する航空事業者等に対する安全教育・訓練の着実な実施を指導するものとする。また、航空運送事業者等に対し、過去の事故事例等を参考とした実践的な教育訓練内容の設定及びその実施を指導するとともに、その実施状況を把握し、必要に応じて、その改善・充実等を図るものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡関係

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市、県等の防災関係機関及び航空運送事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(2) 市及び県等の防災関係機関並びに航空運送事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器（人工衛星等）によるデータの利用可能性についても検討を加える。

(3) 市及び県等の防災関係機関は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

2 情報の分析整理

(1) 市及び県等の防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) 市及び県等の防災関係機関は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

3 通信手段の確保

市及び県は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会との連携にも十分配慮することとする。

4 職員の体制

(1) 市、県等防災関係機関並びに航空運送事業者は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

(2) 市、県等防災関係機関並びに航空運送事業者は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順・使用する資機材や装備の使用方法等の習熟に努め、他の職員や機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(3) 市及び県等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

(4) 市及び県等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策を予め整えるように努めるものとする。

5 防災関係機関相互の連携体制

空港事務所長等、法令で定める者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくものとする。

第2 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

1 搜索活動関係

警察は、搜索活動を迅速かつ的確に実施するために有効な装備・資機材・車両等の整備に努めるものとする。

2 医療活動関係

- (1) 県は、県医師会・日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院（福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）を含む。）と連携して、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品・医療資機材等の確保体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市、県及び空港事務所は、あらかじめ、空港事務所と医療機関・消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するように努めるものとする。

3 消火救難及び救助・救急、消火活動関係

- (1) 市及び空港事務所は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市及び空港事務所は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、船舶、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。
- (3) 自衛隊は、救助用資機材の整備に努めるものとする。

第3 緊急輸送活動

警察及び道路管理者は、信号機・情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。

第4 関係者等への的確な情報伝達関係

- 1 市及び県等の防災関係機関並びに航空運送事業者は、発災後の経過に応じて、関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- 2 市及び県、事故原因者等は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。
- 3 市及び県等の防災関係機関並びに航空運送事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

第5 防災関係機関による防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

空港事務所及び航空運送事業者は、事故被害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、市、警察をはじめとする関係機関と相互に連携した訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 空港事務所等が訓練を行うに当たっては、航空機事故及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

航空災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関相互にこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、市及び県等防災関係機関並びに航空運送事業者は、相互に密接な連携の下に、「航空災害情報伝達系統」(下図)により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達するものとする。

1 航空運送事業者

航空運送事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちにその情報を空港事務所等の防災関係機関に連絡するものとする。

また、被害状況を把握できた範囲から直ちに空港事務所等の関係防災機関に連絡するものとする。

2 市の役割

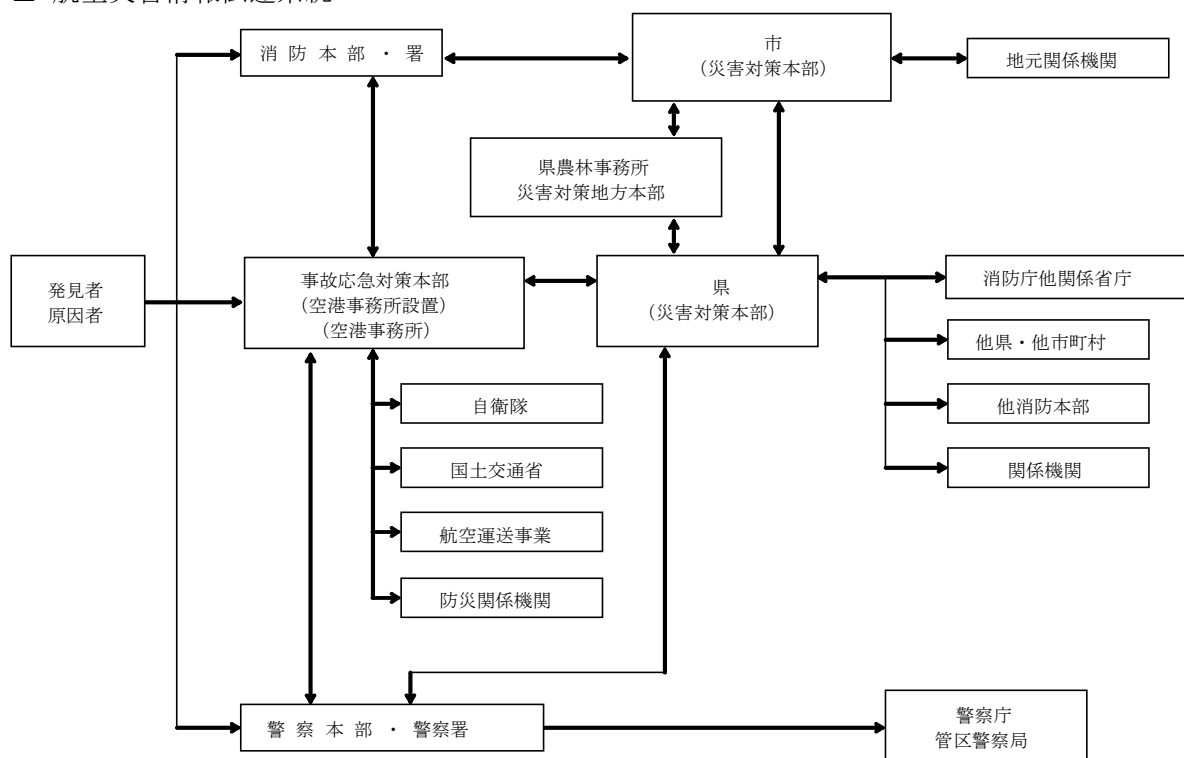
(1)市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

(2)市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(3)市は、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害の規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

■ 航空災害情報伝達系統



第2 通信手段の確保

1 事故発生直後の通信確保

市及び県並びに航空運送事業者は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

2 重要通信の確保

西日本電信電話株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

航空機による大規模災害の発生に際し、迅速かつ適切な応急対策を実施するための組織は別図のとおりとする。

第1 空港事務所の活動体制

空港事務所は、空港事務所内に「事故応急対策本部」等を設置し、速やかに、事故の概要を掌握するとともに、応急対策活動を実施する。

第2 航空運航事業者等の活動体制

航空運航事業者等は、発災後速やかに、社員の非常参集及び情報収集連絡体制の確立等必要な体制

を取るものとする。

第3 指定地方行政機関等の活動体制

航空事故が発生した場合は、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、法令又は防災業務計画及び防災に関する計画に定めるところにより、大規模な航空災害が発生した場合、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、速やかに必要な体制を確立し、機関相互間、市、県、関係事業者等との間で相互に緊密な連携の確保に努めるものとする。

なお、対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に連絡するものとする。

第4 市の役割

市は、発災後速やかに、職員の非常参集・情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を取る。

その場合、市地域防災計画やその他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準・配備体制・職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

第5 広域的な活動体制

市及び県等の防災関係機関は、被害の規模等に応じて、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対して応援を要請する。

第6 自衛隊の災害派遣

- 1 知事は、事故災害による被害が甚大であり、市、県及び各防災関係機関のみでは対処することが困難と予想される場合において、自衛隊法第83条の規定に基づく災害派遣を要請するものとする。
- 2 空港事務所長は、自衛隊の派遣要請の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、自衛隊の派遣要請の必要があれば直ちに要請するものとする。
- 3 自衛隊は、法令で定める者から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の可否を判断し、部隊派遣等適切な措置を行う。

第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

第1 搜索活動

- 1 市、警察及び消防本部等は、ヘリコプター等の多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施するものとする。
- 2 自衛隊は、必要に応じて、搜索活動を行うものとする。

第2 救助・救急活動

1 救助活動

(1) 情報の収集・伝達

市、警察は、119番・110番通報、空港関係機等からの通報、ヘリコプターの情報提供等により被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を防災関係機関に連絡する。

(2) 救助活動

市及び県は、災害の実態、規模に応じて、防災関係機関が保有している資機材で対応できないと予想される場合は、他県、他市町村及び自衛隊に応援・派遣要請を行い、また必要に応じて、NPO法人九州救助犬協会等のボランティア団体にも協力を要請する。各防災関係機関は密接に連携し、迅速・的確・計画的な救助活動を行う。

(3) 救助資機材の調達

市及び県は、防災関係機関が保有している救助資機材では対応が困難な場合は、民間の建設業者の協力を得て、重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

2 救急活動

市は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

(1) 救急要請への対応

ア 負傷者の搬送は、原則として、八女市とする。ただし、消防署の救急車が対応できないときは、市、県、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、他県に応援を要請する。

イ 救急隊員は救命処置を要する重症者の搬送を最優先するとともに、重症者の状況に応じた応急処置を行う。

(2) 医療関係機関との連携

ア 市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携の上、災害現場に現地救護所を設置し、治療優先度に応じた負傷者の応急手当等を行う。

イ 市は、福岡県広域災害・救急医療情報システム（ふくおか医療情報ネット）を活用して災害時後方病院の重傷者の受入状況を確認し、迅速・的確に負傷者の搬送を行う。

(3) ヘリコプターの活用

市及び県は、遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防ヘリコプター又は警察ヘリコプターを活用する。

ただし、負傷者が多数いるため、これらのヘリコプターだけでは対応できない場合は、他県市、自衛隊等に応援を要請する。

第3 医療活動

- 1 市及び県は、負傷者等に対する医療活動を行うため、県医師会及び郡市区医師会、医療機関（災害拠点病院（福岡県DMATを含む。）、日本赤十字社福岡県支部などの協力を得て、近隣医療機関への搬送を行う。また、必要に応じて、救護班の編成・現地への派遣などにより、適切な医療救護活動を実施するものとする。

- 2 県又は市は、負傷者の状況等、必要に応じて、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣を要請する。
- 3 自衛隊は、要請に応じ、救護班を編成し、派遣するものとする。
- 4 県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地外の医療機関、都道府県等に対して、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の編成、協力を求めるものとする。

第4 消火活動

- 1 市は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- 2 市長は、災害規模が甚大で、市の消防力だけでは対処できない場合は、県消防相互応援協定又は隣接消防相互応援協定等に基づいて応援要請する。
- 3 応援を受けた市は、同協定に基づき応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4節 警戒区域の設定、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 警戒区域の設定

市は、地域住民の安全を守るため、必要に応じ、警戒区域を設定する。

第2 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況や緊急度・重要度を考慮して、交通規制・応急復旧・輸送活動を行う。

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送対象の想定

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料・飲料水等生命の維持に必要な物資

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な物資

第5節 関係者等への的確な情報伝達活動

第1 被災者の家族等への情報伝達活動

市及び県等の防災関係機関並びに航空運送事業者は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況・安否情報・医療機関などの情報・それぞれの機関が講じている施策に関する情報・交通規制等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表や広報活動の際は、その内容について、相互に連絡を取りあうものとする。

第2 住民等への的確な情報の伝達

市及び県等の防災関係機関並びに航空運送事業者は、事故現場周辺の地域住民はもとより、広く一般住民に対し、航空災害の状況・安否情報・施設等の復旧状況・ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

なお、情報の公表や広報活動の際は、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

第3 関係者等からの問い合わせに対する対応

市及び県等の防災関係機関並びに航空運送事業者は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する専用窓口を設置するなど、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

また、住民のニーズを見極め、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

第2編 道路災害対策編

第1章 災害の想定と業務の大綱

第1節 災害の想定

自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災及び道路上における車両の衝突・火災等を想定した。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

道路災害対策に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は、業務の大綱は次のとおりとする。

1 市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに防災関係機関への連絡通報・調整
- (2) 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- (3) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難情報等の発令
- (5) 死傷病者の身元確認
- (6) 県又は他の市町村に対する応援要請
- (7) 防災関係機関との調整

2 九州地方整備局

- (1) 事故状況の収集・把握及び防災関係機関への連絡通報・調整
- (2) 防災関係機関との調整

3 福岡県

- (1) 的確な情報収集並びに国、市及び関係機関への通報
- (2) 自衛隊、地方公共団体等に対する派遣（応援）要請
- (3) 医療救護体制の確保

4 福岡県警察本部（八女警察署）

- (1) 被害状況の収集及び被害実態の把握
- (2) 被災者の救出救助
- (3) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (4) 道路関係機関と連携した二次災害防止
- (5) 事故現場及びその周辺における警戒警備
- (6) 遺体の検視及び身元の確認
- (7) 行方不明者の捜索
- (8) その他事故災害に必要な警察活動

5 道路管理者

- (1) 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保
- (2) 所管する道路施設の二次災害の阻止及び復旧

6 その他防災関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）

- (1) 所管の応急対策の実施
- (2) 県及び市町村等との協力・連携

第2章 災害予防計画

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

福岡管区気象台は道路交通の安全に係る気象・地象・水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を、適時・的確に発表するものとする。

また、わかりやすい発表情報の見直し、迅速かつ適切に情報収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。

道路管理者は、道路施設等の異常を遅滞なく発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努め、情報の収集、連絡体制の整備を図る。

道路管理者及び警察は、道路交通の安全のための情報収集及び連絡体制の整備を図る。

また、道路に異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

第2節 道路施設等の整備

第1 現状の把握

道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現状の把握に努める。

第2 施設の整備

道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

第3 体制の整備

道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

第4 道路ネットワークの整備

道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 市、県等の防災関係機関及び道路管理者は、それぞれの機関内部及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間・休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図るものとする。
- (2) 市及び県等の防災関係機関並びに関係事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測

機器（人工衛星等）によるデータの利用可能性についても検討を加える。

- (3) 市及び県等の防災関係機関は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

2 情報の分析整理

- (1) 道路管理者は、収集した情報を分析し、整理するための体制の整備を推進する。
- (2) 市及び県等の防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。
- (3) 市及び県等の防災関係機関は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

3 通信手段の確保

市及び県は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会との連携にも十分配慮することとする。

4 職員の体制

- (1) 市及び県等の防災関係機関並びに道路管理者は、それぞれの機関において実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。
- (2) 県及び市町村等の防災関係機関並びに道路管理者は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。
- (3) 市及び県等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。
- (4) 市及び県等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策を予め整えるように努めるものとする。

5 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 県は国又は他の都道府県への、市は県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県あるいは県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (2) 市及び県は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第2 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動関係

- (1) 警察は、捜索活動を実施するための、船舶、航空機等の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、救助工作車・救急車・照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

2 医療活動関係

- (1) 県は、県医師会、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院（福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）を含む。）と連携して、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市、県及び空港事務所は、あらかじめ、消防と医療機関、事業者等と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する傷病者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

3 消火活動関係

道路管理者及び市は、平常時より機関相互間の連携強化を図るものとする。

第3 緊急輸送関係

警察及び道路管理者は、信号機・情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。

第4 危険物等の流出時における防除活動関係

道路管理者、市、県及び九州地方整備局は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

第5 関係者等への的確な情報伝達関係

- 1 市及び県等の防災関係機関並びに航空運送事業者は、発災後の経過に応じて、関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- 2 市及び県、事故原因者等は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。
- 3 市及び県等の防災関係機関は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

第6 防災関係機関による防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

- (1) 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。
- (2) 道路管理者と市、県及び警察機関等の防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 道路管理者、市及び県が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第7 施設、設備の応急復旧活動関係

道路管理者は、施設・設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制と資機材を整備する。

第8 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基盤地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第4節 防災知識の普及

道路管理者は、道路ふれあい月間や道路防災週間等を通じ、道路利用者に対し、災害時に取るべき行動等防災知識の普及・啓発に努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

大規模道路災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関相互にこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、市及び県等防災関係機関並びに道路管理者は、相互に密接な連携の下に、「道路災害情報伝達系統」(下図)により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達するものとする。

1 道路管理者

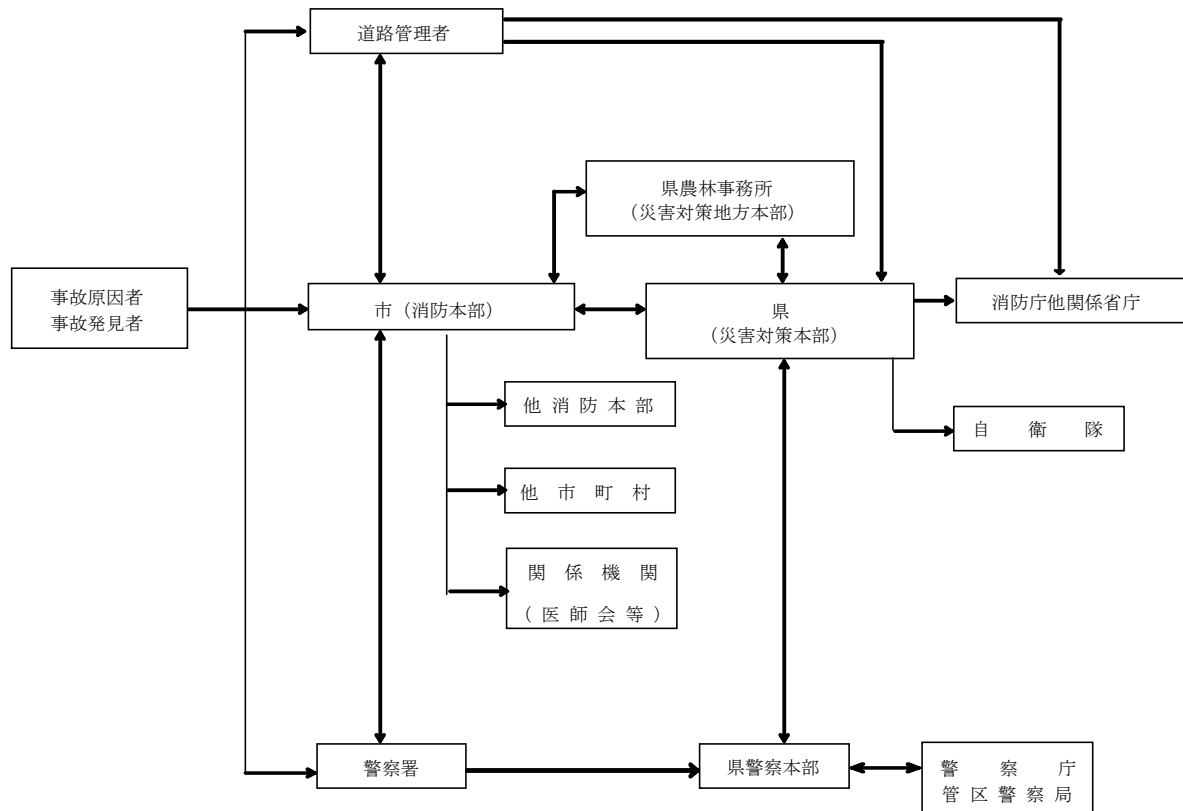
道路管理者は、道路災害が発生した場合には、直ちにその情報を国土交通省(九州地方整備局)、市、県、消防機関及び警察等の関係防災機関に連絡するものとする。

また、道路パトロール等により、道路の被災状況を迅速に把握するとともに、把握できた範囲から直ちに国土交通省(九州地方整備局)等の関係防災機関に連絡するものとする。

2 市の役割

- (1) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、八女市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。
- (2) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- (3) 市は、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

■ 道路災害情報伝達系統



第2 通信手段の確保

1 事故発生直後の通信確保

市及び県等の防災関係機関並びに道路管理者は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

2 重要通信の疎通確保

西日本電信電話株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制を取る。

道路管理者は、被害状況や交通状況を把握するため、パトロール等による情報収集を行うとともに、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、迂回路の設定や道路利用者等への情報提供等を行う。

第2 指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、法令又は防災業務計画、防災に関す

る計画に定めるところにより、大規模な道路災害が発生した場合、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、速やかに必要な体制を確立し、機関相互間、市、県、関係事業者等との間で相互に緊密な連携の確保に努めるものとする。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に連絡するものとする。

第3 市の役割

市は、発災後速やかに、職員の非常参集・情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を取る。

その場合、市防災計画やその他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準・配備体制・職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

第4 広域的な活動体制

市及び県等の防災関係機関は、被害の規模に応じて、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に応援を要請する。

第5 自衛隊の災害派遣

知事は、道路災害による被害が甚大であり、市、県及び各防災関係機関のみでは対処することが困難と予想される場合には、自衛隊法第83条の規定に基づく災害派遣を要請するものとする。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急活動

1 道路管理者、防災関係機関による救助・救急活動

- (1) 道路管理者は、市及び警察等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- (2) 市及び県は、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国又は他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- (3) 自衛隊は、要請に応じ救急・救助部隊を編成し、派遣するものとする。

2 資機材等の調達等

- (1) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 道路管理者は、事故災害が発生したときに備え、資機材等の整備・備蓄を図るとともに、調達体制を整備する。
- (3) 市及び県等の防災関係機関は、必要に応じ、民間からの協力等により救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第2 医療活動

- 1 市及び県は、負傷者等に対する医療活動を行うため、県医師会及び八女筑後医師会、医療機関（災害拠点病院（福岡県DMA Tを含む。）、日本赤十字社福岡県支部などの協力を得て、近隣医療機関への搬送を行う。また、必要に応じて救護班の編成・現地への派遣などにより、適切な医療救護活動を実施するものとする。

- 2 自衛隊は、要請に応じ、救護班を編成するものとする。

- 3 県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地外の医療機関、都道府県等に対して、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の編成、協力を求めるものとする。

第3 消火活動

1 道路管理者による消火活動

道路管理者は、市の要請を受け迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

2 市による消火活動

- (1) 市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (2) 市は、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況や緊急度・重要度を考慮して、交通規制・応急復旧・輸送活動を行う。

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送対象の想定

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料・飲料水等生命の維持に必要な物資

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な物資

第2 交通の確保

- (1) 警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視用カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。
- (2) 警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図り、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。
なお、規制に当たって、警察、道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。
- (3) 警察は、交通規制が実施された時は、直ちに住民等に周知徹底を図るものとする。

第5節 危険物の流出に対する応急対策

第1 道路管理者の措置

道路管理者は、危険物の流出が認められたときには、関係機関と協力し、直ちに防除活動や避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第2 市の措置

市は、危険物の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

第3 警察の措置

警察は、関係機関と密接に連携し、地域住民の避難誘導、立ち入り禁止区域の警戒、交通規制活動を実施するほか、危険物の防除活動を行うものとする。

第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

第1 道路管理者の措置

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去による道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

第2 警察の措置

警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
警察は、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

第1 被災者の家族等への情報伝達活動

市、及び県等の防災関係機関並びに道路管理者は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況・安否情報・医療機関などの情報・それぞれの機関が講じている施策に関する情報・交通規制等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表や広報活動の際は、その内容について、相互に連絡を取りあうものとする。

第2 住民等への的確な情報の伝達

市及び県等の防災関係機関並びに道路管理者は、事故現場周辺の地域住民はもとより、広く一般住民に対し、道路災害の状況・安否情報・施設等の復旧状況・ニーズに応じた情報を積極的に伝達する

ものとする。

なお、情報の公表や広報活動の際は、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

第3 関係者等からの問い合わせに対する対応

市及び県等の防災関係機関並びに道路管理者は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する専用窓口を設置するなど、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

また、住民のニーズを見極め、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

第4章 災害復旧計画

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資・資機材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧活動を行う。

また、道路管理者は復旧に当たり、可能な限り、復旧予定時期を明示する。

第3編 危険物等災害対策編

第1章 災害の想定と業務の大綱

第1節 災害の想定

危険物等の飛散、漏洩、流出、火災及び爆発等による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等の発生を想定した。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

大規模な危険物等災害対策に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに防災関係機関への連絡通報
- (2) 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- (3) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難情報等の発令
- (5) 死傷病者の身元確認
- (6) 県又は他の市町村に対する応援要請
- (7) 防災関係機関との調整
- (8) 危険物等に関する規制

2 九州産業保安監査部

- (1) 事故状況の収集・把握及び防災関係機関への連絡通報
- (2) 高圧ガス、火薬類に関する行政指導・取締り

3 県

- (1) 的確な情報の収集並びに国、市町村及び防災関係機関への連絡通報・調整
- (2) 自衛隊、地方公共団体等に対する派遣（応援）要請
- (3) 医療救護体制の確保
- (4) 危険物等に関する指導取締り

4 福岡県警察本部（八女警察署）

- (1) 被害状況の収集及び被害実態の把握
- (2) 被災者の救出救助
- (3) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (4) 事故現場及びその周辺における警戒警備

- (5) 遺体の検視及び身元の確認
- (6) 行方不明者の搜索
- (7) 危険物等に関する指導取締り
- (8) その他事故災害に必要な警察活動

5 その他防災関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）

- (1) 所管の応急対策の実施
- (2) 県及び市町村等との協力・連携

第2章 災害予防計画

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

県及び関係機関は、危険物等による災害の発生及び拡大を未然に防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性の確保を図る。

第1 危険物等関係施設の安全性の確保

1 事業者

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。

2 県及び関係機関等

- (1) 県及び関係機関は、危険物等関連施設（以下「施設」という。）に対する立入検査を徹底し、安全性の確保に努めるものとする。
- (2) 県及び関係機関及び事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。
- (3) 県及び関係機関は、事業者、危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、施設における保安体制の強化を図るものとする。
- (4) 県及び関係機関及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い、施設の安全性向上に努めるものとする。

第2 危険物災害予防対策

1 規制

- (1) 危険物施設について、設置等の許可及び立入検査により、位置・構造及び設備の技術上の基準、貯蔵・取扱基準に適合するよう規制する。
- (2) 関係事業所に対して、保安管理体制等を定める予防規程の策定及び整備を指導する。
- (3) 屋外タンク貯蔵所の保安検査及び危険物施設の定期点検の適正な実施について指導する。

2 保安意識の高揚

- (1) 消防法及び関係法令の周知徹底を図る。
- (2) 事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、関係機関と連携して、危険物の取扱作業の保安に関する講習を定期的実施する。
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等の関係者に対し、防災等に関する研修会を実施する。

3 保安指導

- (1) 施設の保安検査を通じて、施設の維持管理等の適正化を図るとともに、危険物取扱状況等のソフト面の保安体制の確立を指導する。
- (2) 施設での災害発生時における緊急措置について指導する。
- (3) 地下タンク等の地下埋設物からの危険物漏洩防止のため、漏洩検査の実施について指導する。
- (4) 移動タンク貯蔵所等の危険物運搬車両及び船舶について、関係機関と連携して、一斉取締を実施する。

4 自主保安体制の確立

- (1) 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な防災体制の確立について指導する。
- (2) 施設の管理者等に対して、保安教育や消火訓練等の実施及び施設の自主点検の徹底について指導する。

第3 高圧ガス災害予防対策

九州産業保安監督部及び県は、関係機関と連携して、事業者を対象に次の措置を講じる。

1 保安の確保

- (1) 高圧ガスの製造・販売・貯蔵・移動、その他取扱いについて、現況把握のほか、施設等が技術上の基準に適合するよう法令に基づく各種指導を行う。
- (2) 保安管理体制や安全な運転操作に関する事項等を定める危害予防規程等の整備や、従業員に対する保安教育計画の策定と実施等を指導する。

2 保安意識の高揚

- (1) 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の周知徹底を図る。
- (2) 事業者及び保安係員等に対し、各種講習会等を実施する。
- (3) 保安活動促進週間を設定し、高圧ガス大会の開催・ポスターの配布・防災訓練の実施等、関係者の保安活動促進思想の啓発を図る。

3 保安指導

- (1) 施設等に対し、定期的に保安検査を実施する一方、随時に立入検査を実施して施設の維持管理状況が適正であるかを確認し、さらに、ソフト面に関する保安確保の指導を行う。
- (2) 販売、消費事業所等に対し、巡回保安指導を行い、保安確保を図る。
- (3) 高圧ガス積載車両等については、関係機関と密接に連携して、随時、一斉取締りを行う。

4 自主保安体制の確立

- (1) 高圧ガス関係事業者に対し、保安教育の実行、自主保安の徹底を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業者の自主的な防災組織である「九州地区高圧ガス防災協議会福岡県支部」や高圧ガス関係団体が実施する自主保安活動を指導する。

第4 火薬類災害予防対策

九州産業保安監督部、県及び県公安委員会は、関係機関と連携して、事業者を対象に次の措置を講じる。

1 安全の確保

- (1) 火薬類の製造・販売・貯蔵・運搬・消費、その他取扱いについて、施設・設備等が技術上の基準に適合するよう法令に基づく各種指導等を行う。
- (2) 保安管理体制や事故防止措置を定めた危害予防規程等の整備や従業員に対する保安教育計画の制定と実施等を指導する。

2 保安意識の高揚

- (1) 火薬類取締法の周知徹底を図る。
- (2) 火薬類取扱保安責任者免状取得者や発破技士免許取得者等に対して、保安講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。
- (3) 危害予防週間を設定し、ポスターの配布等を行い、危害予防思想の啓発を図る。

3 保安・取締り

- (1) 火薬類の製造業者及び火薬庫の所有者等に対する保安検査並びに販売所及び消費場所への立入検査を実施することにより、保安の確保を図る。
- (2) 各取扱いに関して必要な許可・認可・届出の際、実際に取扱う事業者に対して、直接指導することにより、関係者に法令の周知徹底を図る。

4 自主保安体制の確立

- (1) 火薬類取扱事業者に対し、保安教育の実行、自主検査の徹底を指導する。
- (2) 火薬類関係事業者の団体である「福岡県火薬類保安協会」及び「日本煙火協会福岡地区会」が実施する自主保安活動を支援・指導する。

第5 毒物劇物災害予防対策

県は、災害時において、毒物劇物による危害を防止するため、事業者等を対象に、製造・販売・使用のあらゆる段階において、次の措置を講じる。

1 安全化の促進

- (1) 毒物劇物営業者及び取扱責任者に対し、施設等が登録基準に適合するよう法令に基づく各種指導等を行う。
- (2) 営業者等に対し立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の整備を指導する。

2 保安意識の高揚

- (1) 毒物及び劇物取締法の周知徹底を図る。
- (2) 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準等の周知徹底を図る。

3 保安指導

- (1) 毒物劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物・酸類等を大量に使用する業態及び特定毒物使用者等に対し、特に重点的に指導を実施する。
- (2) 毒物劇物を大量に使用する業態の現況の把握に努める。
- (3) 学校・研究所等の実験室・検査用毒劇物については落下等のおそれのない場所に保管するとともに、堅固な容器又は被包を用いて、漏洩による危険を防止するよう指導する。

4 自主保安体制の確立

- (1) タンク等の大量貯蔵設備を有する事業者による相互援助体制の確立を推進する。
- (2) 毒物劇物貯蔵施設の自主点検の実施について指導する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡関係

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 市、県等の防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関内部及び機関内部及び機関相互間におけるそれぞれの機関及び機関相互において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。
- (2) 市及び県等の防災関係機関並びに航空運送事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器（人工衛星・深海調査機器、短波海洋レーダー等）によるデータの利用可能性についても検討を加える。
- (3) 市及び県等の防災関係機関は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

2 情報の分析整理

- (1) 市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。
- (2) 県及び市町村等の防災関係機関は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

3 通信手段の確保

市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会との連携にも十分配慮することとする。

4 職員の体制

- (1) 市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、それぞれの機関において実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。
- (2) 市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に通知する。また、定期的に訓練を行い、活動手順・使用する資機材や装備の使用方法等の習熟に努め、他の職員や機関等との連携等について徹底を図るものとする。
- (3) 市及び県等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

- (4) 市及び県等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策を予め整えるように努めるものとする。

5 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 県は国又は他の都道府県への、市は県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県あるいは県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (2) 県及び市は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。また、県は、福岡県災害派遣医療チーム（DMA T）の充実強化や、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動の支援体制の整備に努めるものとする。
- (3) 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくものとする。

6 危険物等災害用資機材の整備

市、警察、第七管区海上保安本部及び事業者は、危険物等災害に備え、生化学防護服特殊型防護ガスマスク等の防護用資機材、ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等救出救助用機材の整備充実に努めるものとする。

第2 救助・救急、医療及び消火活動関係

1 救助・救急活動関係

- (1) 事業者は、効率的な救助・救急活動を行うため、職員の教育訓練を行い救助・救急機能の強化を図るとともに、市町村等関係防災機関との連携の強化に努めるものとする。
- (2) 市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動関係

- (1) 県は、県医師会、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院（福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMA Tを含む。）と連携して、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品・医療資器材等の確保体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市、県及び事業者は、あらかじめ、消防と医療機関、事業者と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する傷病者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

3 消火活動関係

- (1) 市及び事業者は、平常時から消防本部・消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。
- (2) 市は、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図る。

- (3) 市及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

第3 緊急輸送活動関係

警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。

第4 危険物等の大量流出時における防除活動関係

防災関係機関及び事業者は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。

市及び県は、関係機関による危険物等の種類に応じた避難誘導に必要な資機材及び防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には、必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

第5 避難の受入れ及び情報提供活動関係

1 避難誘導

危険物等の大規模な製造、貯蔵又は輸送に関する施設等を区域内に有する市は、指定緊急避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、住民等に対する周知徹底を図るものとする。

2 避難場所

市は、公民館・学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性に配慮し、管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

3 関係者等への的確な情報伝達関係

- (1) 市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- (2) 市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。
- (3) 市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第6 施設、設備の応急復旧活動関係

事業者は、施設・設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

第7 防災業務関係者の安全確保関係

市等の防災関係機関は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

第8 防災関係機関等の防災訓練の実施

1 訓練の実施

(1) 市、警察等の防災関係機関及び事業者並びに地域住民は、様々な危険物等災害を想定し、相互に連携を図りながら、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 市、県等の防災関係機関並びに事業者が危険物等災害に係る訓練を行うに当たっては、事故及び被害の想定を明らかにするとともに訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第9 災害復旧への備え

市、県及び事業者等は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第3節 防災知識の普及、訓練

第1 防災知識の普及

- 1 市、県等の防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時に取るべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓蒙を図るものとする。
- 2 市は、地域の防災的見地から、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ・地区別防災カルテ・災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するなど防災知識の普及啓発に努める。

第2 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及や訓練実施に当たっては、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

施設のある一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

大規模な危険物等災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関相互にこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、市及び県等防災関係機関並びに事業者は、相互に密接な連携の下に、「危険物等災害情報伝達系統」(下図)により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達するものとする。

1 事業者

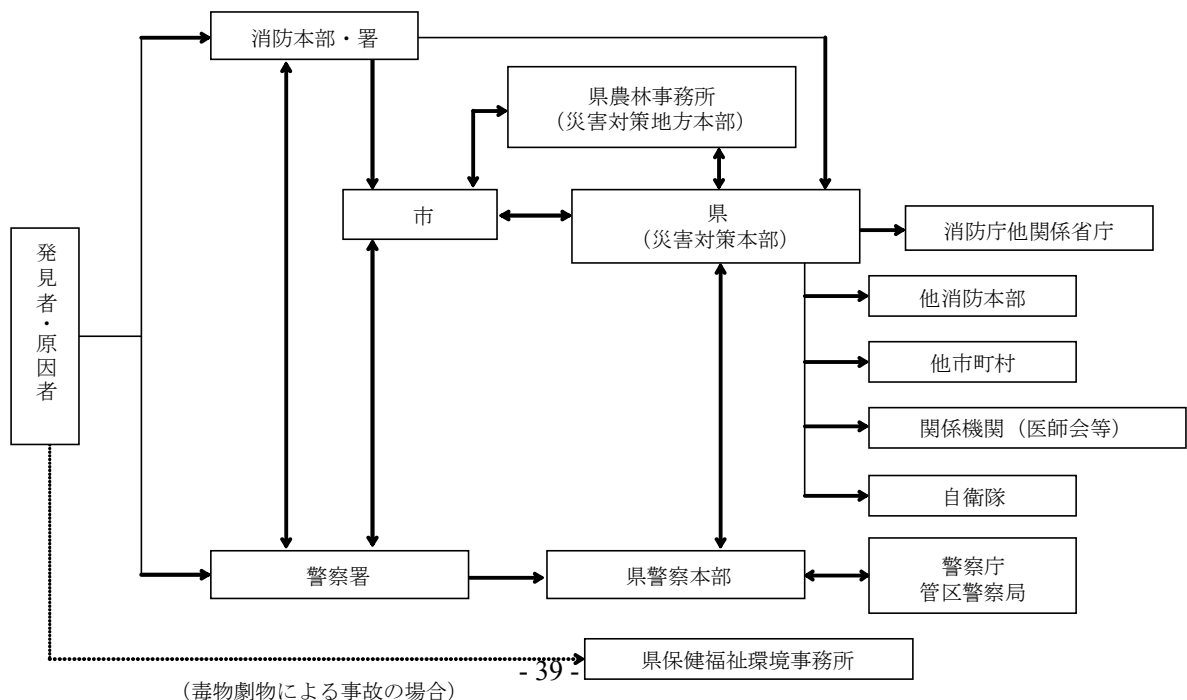
危険物等による大規模な事故が発生した場合、事業者は、直ちにその情報を市、県、消防機関及び警察等の関係機関に連絡するものとする。

また、被害状況を把握できた範囲から直ちに空港事務所等の関係防災機関に連絡するものとする。

2 市の役割

- (1) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。
- (2) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- (3) 市は、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害の規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

■ 危険物等災害情報伝達系統



第2 通信手段の確保

1 事故発生直後の通信確保

市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

2 重要通信の疎通確保

西日本電信電話株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 事業者の活動体制

1 事業者は、発災後速やかに災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制を取るものとする。

2 事業者は、消防機関・警察機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

第2 市の役割

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を取る。

その場合、市防災計画やその他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準・配備体制・職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

第3 広域的な活動体制

市及び県等の防災関係機関は、被害の規模等に応じて、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対して応援を要請する。

第4 自衛隊の災害派遣

知事は、事故災害による被害が甚大であり、県、市及び各防災関係機関のみでは対処することが困難と予想される場合には、自衛隊法第83条の規定に基づく災害派遣を要請するものとする。

第5 武力攻撃事態等との調整

当初事故災害と判断して対応したものであっても、その後国民保護法に基づき、政府において事態認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知があった場合、直ちに国民保護対策本部を設置し、災害対策本部等を廃止する。この場合において実施した各種の措置についても、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど、必要な措置を行う。

第3節 個別災害に係る応急対策

第1 危険物災害応急対策

1 市の役割

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、死傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第2 高圧ガス及び火薬類災害応急対策

1 市の役割

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動・死傷者等の救出・警戒区域の設定・火気使用禁止広報及び避難の指示等、必要な応急対策を実施する。

また、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動・死傷者等の救出・警戒区域の設定・避難の指示等、必要な応急対策を実施する。

第3 毒物劇物災害応急対策

1 市の役割

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、死傷者等の救出、警戒区域の設定、汚染区域の拡大防止、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第4節 災害の拡大防止活動

第1 事業者の拡大防止措置

事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

第2 県及び市の拡大防止措置

市及び県は、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、警戒区域の設定、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令及び施設等の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

第5節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急活動

1 市等による救助・救急活動

(1) 市及び国は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、国又は他の地方公共団体に応援を要請する。

(2) 自衛隊は、要請に応じ救急・救助部隊を編成し、派遣するものとする。

2 資機材等の調達等

- (1) 救急・救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 市及び県等の防災関係機関は、必要に応じ、他の地方公共団体又は民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第2 医療活動

- 1 市及び県は、負傷者等に対する医療活動を行うため、県医師会及び郡市区医師会、医療機関（災害拠点病院（福岡県DMA Tを含む。）、日本赤十字社福岡県支部などの協力を得て、近隣医療機関への搬送を行う。また、必要に応じて、救護班の編成・現地への派遣などにより、適切な医療救護活動を実施するものとする。
- 2 県又は市は、負傷者の状況等、必要に応じて、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMA T）の派遣を要請する。
- 3 自衛隊は、要請に応じ、救護班を編成するものとする。
- 4 県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地外の医療機関、都道府県等に対して、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の編成、協力を求めるものとする。

第3 消火活動

- 1 市は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- 2 市は、発生現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定に基づき、消防機関、自衛消防組織等による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第6節 災害の拡大防止のための交通規制及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況や緊急度・重要度を考慮して、交通規制・応急復旧・輸送活動を行う。

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況や緊急度・重要度を考慮して、交通規制・応急復旧・輸送活動を行う。

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送対象の想定

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料・飲料水等生命の維持に必要な物資

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な物資

第7節 危険物等の大量流出に対する応急対策

第1 河川等への流出に対する応急対策

市及び県は、危険物等が河川等に大量に流出した場合、直ちに関係機関と協議の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁対策連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

第8節 避難の受入れ及び情報提供活動

第1 避難誘導の実施

市は、発災時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

第2 指定避難所

1 指定避難場所の開設

市は、発災時に必要な避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

2 避難所の管理運営等

市は、各避難所の適切な管理運営を行うものとする。

第3 関係者等への情報伝達活動

1 被災者の家族等への情報伝達活動

市及び県等の防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合うものとする。

2 住民等への的確な情報の伝達

市及び県等の防災関係機関は、災害発生地の住民はもとより、広く一般住民に対し、危険物等災害の状況、安否情報、施設等の復旧情報、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

市及び県等の防災関係機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する専用窓口を設置するなど、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め、収集・整理・発信を行うものとする。

第9節 施設、設備の応急復旧活動

市及び県等は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

第4章 災害復旧計画

- 1 市及び県は、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- 2 市及び県は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。
- 3 市及び県は、復旧にあたり、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずるものとする。

第4編 大規模な火事災害対策編

第1章 災害の想定と業務の大綱

第1節 災害の想定

近年の住宅の密集化等に伴う市街地火災の大規模化の危険性の増加を踏まえ、大規模な火事による多数の死傷者等の発生を想定する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

大規模な火事災害対策に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 市

- (1) 火災状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに防災関係機関への連絡通報・調整
- (2) 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- (3) 火災拡大防止のための消火その他消防活動
- (4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難情報等の発令
- (5) 死傷病者の身元確認
- (6) 県又は他の市町村に対する応援要請
- (7) 防災関係機関との調整

2 福岡県

- (1) 的確な情報の収集並びに国、市町村及び防災関係機関への連絡通報・調整
- (2) 自衛隊、地方公共団体等に対する派遣（応援）要請
- (3) 医療救護体制の確保

3 福岡県警察本部（八女警察署）

- (1) 被害状況の収集及び被害実態の把握
- (2) 被災者の救出救助
- (3) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (4) 災害現場及びその周辺における警戒警備
- (5) 遺体の検視及び身元の確認
- (6) 行方不明者の搜索
- (7) その他事故災害に必要な警察活動

4 その他防災関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）

- (1) 所管の応急対策の実施
- (2) 県及び市町村等との協力・連携

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

第1 災害に強いまちの形成

市、県は、避難路・避難場所・延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路・公園・河川などの骨格的な都市基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備、河川や農業用水・ため池等を消防水利として活用するための施設の整備等を図りつつ、災害に強いまちづくりを推進する。

市、県等防災関係機関及び事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある建築物を把握するとともに、緊急時に傷病者を収容するための医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置等を検討する。

第2 火災に対する建設物の安全化

1 消防用設備等の整備、維持管理

市及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等について、法令に適合した消防用設備等の設置を促進する。また、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行うものとする。

2 建築物の防火管理体制

市及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等について、防火管理者を適正に選任する。防火管理者は、当該建築物についての消防計画を作成し、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

3 建築物の安全対策の推進

- (1) 市及び事業者等は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するものとする。
- (2) 市、県及び事業者等は、建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化などによる火災に強い構造の形成を図る。また、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実

福岡管区気象台は、大規模な火事災害防止のため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・適切な情報発表に努めるものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 情報の収集・連絡関係

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 市、県等の防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関内部及び機関内部及び機関相互間におけるそれぞれの機関及び機関相互において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。
- (2) 市及び県等の防災関係機関並びに航空運送事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器（人工衛星・深海調査機器、短波海洋レーダー等）によるデータの利用可能性についても検討を加える。
- (3) 市及び県等の防災関係機関は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

2 情報の分析整理

- (1) 市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。
- (2) 市及び県等の防災関係機関は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

3 通信手段の確保

市及び県は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会との連携にも十分配慮することとする。

4 職員の体制

- (1) 市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、それぞれの機関において実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。
- (2) 市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に通知する。また、定期的に訓練を行い、活動手順・使用する資機材や装備の使用方法等の習熟に努め、他の職員や機関等との連携等について徹底を図るものとする。
- (3) 市及び県等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

- (4) 市及び県等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策を予め整えるように努めるものとする。

5 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 県は国又は他の都道府県への、市は県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県あるいは県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (2) 県及び市は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。また、県は、福岡県災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動の支援体制の整備に努めるものとする。
- (3) 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくものとする。

第2 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動関係

- (1) 警察は捜索活動を実施するための、航空機等の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動関係

- (1) 県は、県医師会・日本赤十字社（福岡県支部）及び災害拠点病院（福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMATを含む。）と連携して、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品・医療資器材等の確保体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市、県及び事業者は、あらかじめ、消防と医療機関、事業者と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する傷病者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

3 消火活動関係

- (1) 市は、大規模な火災の備え、消火栓にのみ偏ることなく、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然利水の活用、プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- (2) 市及び事業者は、平常時から消防本部・消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、消防車両等の消防用機械・資機材の整備促進を推進する。

第3 緊急輸送活動関係

警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。

第4 避難の受入れ及び情報提供活動関係

1 避難誘導

市は、指定緊急避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、住民等に対する周知徹底を図るものとする。

2 避難場所

市は、公民館・学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性に配慮し、管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

3 関係者等への的確な情報伝達関係

- (1) 市及び県等の防災関係機関は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- (2) 市及び県等の防災関係機関は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

第5 施設、設備の応急復旧活動関係

市及び県及び公共機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

第6 防災関係機関の防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

市等の防災関係機関及び事業者並びに地域住民は、大規模な火事災害を想定し、相互に連携を図りながら、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 市、県等の防災関係機関並びに事業者が危険物等災害に係る訓練を行うに当たっては、事故及び被害の想定を明らかにするとともに訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第7 災害復旧への備え

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第4節 防災知識の普及、訓練

第1 防災知識の普及

- 1 市、県等の防災関係機関は、全国火災予防運動や防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時に取るべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発を図るものとする。
- 2 市は、地域の防災的見地から、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ・地区別防災カルテ・災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するなど防災知識の普及啓発に努める。

第2 防災訓練の実施、指導

- 1 市等の防災関係機関は、全国火災予防運動や防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施するものとする。
- 2 市は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地・職場・学校等において実施するよう指導し、大規模な火災発生時の避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等についての習熟を図る。

第3 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及や訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

施設のある一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

大規模な火事災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関相互でこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、市及び県等の防災関係機関は、相互に密接な連携の下に、「大規模火事災害情報伝達系統」（次図）により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達するものとする。

1 市の役割

- (1) 市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。
- (2) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- (3) 市は、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第2 通信手段の確保

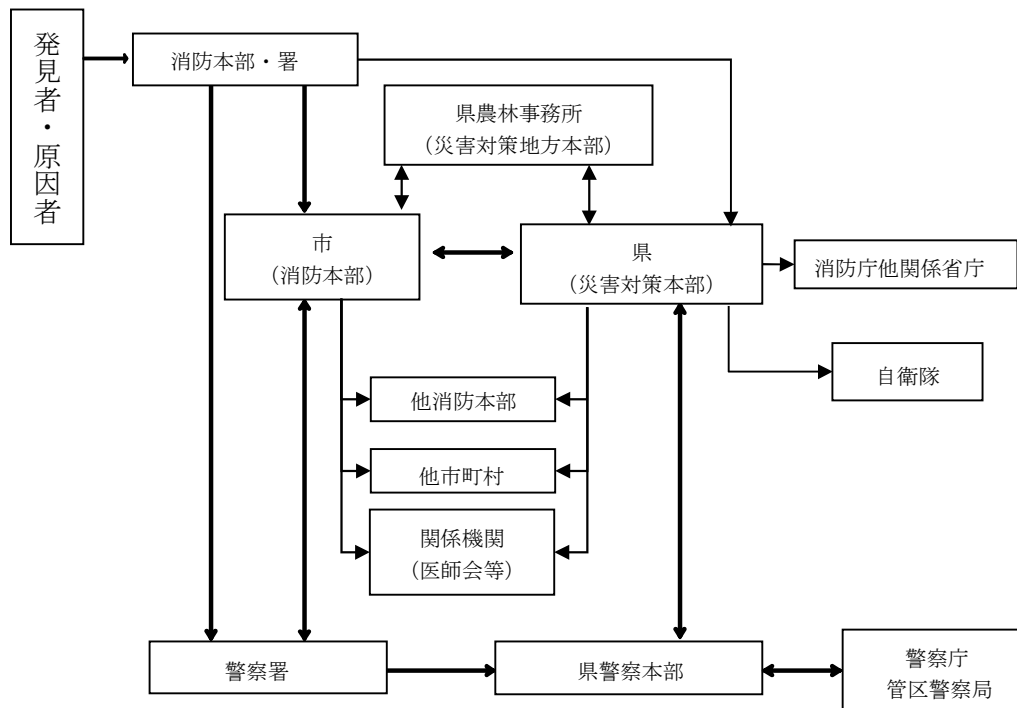
1 火災発生直後の通信確保

市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

2 重要通信の疎通確保

西日本電信電話株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。

■ 大規模な火事災害情報伝達系統



第2節 活動体制の確立

第1 市の役割

市は、発災後速やかに、職員の非常参集・情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を取る。

その場合、市防災計画やその他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準・配備体制・職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

第2 広域的な活動体制

市及び県等の防災関係機関は、被害の規模等に応じて、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対して応援を要請する。

第3 自衛隊の災害派遣

知事は、火事災害による被害が甚大であり、県、市及び各防災関係機関のみでは対処することが困難と予想される場合において、自衛隊法第83条の規定に基づく災害派遣を要請するものとする。

第4 武力攻撃事態等との調整

当初事故災害と判断して対応したものであっても、その後国民保護法に基づき、政府において事態認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知があった場合、直ちに国民保護対策本部を設置し、災害対策本部等を廃止する。この場合において実施した各種の措置についても、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど、必要な措置を行う。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急活動

1 市による救助・救急活動

(1) 市及び国は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、国又は他の地方公共団体に応援を要請する。

2 資機材等の調達等

- (1) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 市及び県等の防災関係機関は、必要に応じ、他の地方公共団体又は民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第2 医療活動

1 市及び県は、負傷者等に対する医療活動を行うため、県医師会及び八女筑後医師会、医療機関（災害拠点病院（福岡県DMA Tを含む。）、日本赤十字社福岡県支部などの協力を得て、近隣医療機関への搬送を行う。また、必要に応じて、救護班の編成・現地への派遣などにより、適切な医療救護活動を実施するものとする。

2 自衛隊は、要請に応じ、救護班を編成するものとする。

3 県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地外の医療機関、都道府県等に対して、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の編成、協力を求めるものとする。

第3 消火活動

- (1) 市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (2) 市は、発災現場の地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況や緊急度・重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送対象の想定

(1) 第1段階

ア救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

イ消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

ウ災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

エ医療機関へ搬送する負傷者等

オ緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

ア上記(1)の続行

イ食料・飲料水等生命の維持に必要な物資

(3) 第3段階

ア上記(2)の続行

イ災害復旧に必要な物資

第5節 避難の受入れ及び情報提供活動

第1 避難誘導の実施

市は、発災時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

第2 指定緊急避難場所

市は、発災時には、必要に応じ、避難情報等の発令とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

第3 指定避難所

1 指定避難所の開設

市は、発災時に必要な避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

2 避難所の管理運営等

市は、各避難所の適切な管理運営を行う。

第4 関係者等への情報伝達活動

1 被災者の家族等への情報伝達活動

市及び県等の防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を

適切に提供する。

なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合う。

2 住民等への的確な情報の伝達

市及び県等の防災関係機関は、災害発生地の住民はもとより、広く一般住民に対し、危険物等災害の状況、安否情報、施設等の復旧情報、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

市及び県等の防災関係機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する専用窓口を設置するなど、人員の配置等の体制の整備に努める。

また、住民のニーズを見極め収集・整理・発信を行う。

第6節 施設、設備の応急復旧活動

市及び県等は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設等の応急復旧を速やかに行う。

第4章 災害復旧計画

- 1 市及び県は、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- 2 市及び県は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。
- 3 市及び県は、復旧にあたり、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずるものとする。

第5編 林野火災対策編

第1章 災害の想定と業務の大綱

第1節 災害の想定

火災による広範囲にわたる林野の焼失等を想定した。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

大規模な林野火災対策に関し、防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 市

- (1) 火災状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに防災関係機関への連絡通報
- (2) 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- (3) 火災拡大防止のための消火その他消防活動
- (4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難情報等の発令
- (5) 死傷病者の身元確認
- (6) 県又は他の市町村に対する応援要請
- (7) 防災関係機関との調整

2 福岡県

- (1) 的確な情報収集並びに国、市町村及び防災関係機関への連絡通報・調整
- (2) 自衛隊、地方公共団体等に対する派遣（応援）要請
- (3) 医療救護体制の確保

3 福岡県警察本部（八女警察署）

- (1) 被害状況の収集及び被害実態の把握
- (2) 被災者の救出救助
- (3) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (4) 災害現場及びその周辺における警戒警備
- (5) 遺体の検視及び身元の確認
- (6) 行方不明者の搜索
- (7) その他災害に必要な警察活動

4 その他防災関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）

- (1) 所管の応急対策の実施
- (2) 県及び市町村等との協力・連携

第2章 災害予防計画

第1節 林野火災に強い地域づくり

第1 監視体制等の強化

1 市

林野火災発生のおそれがあるときは、巡視・監視を強化するとともに、次の措置を講じる。

(1) 火災警報の発令等

気象情况等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置を講ずる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民や入山者への周知は、打鐘・サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、防災無線等により周知徹底を図る。

(3) 火入れの対応

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市長の許可に当たっては、時期・許可条件等について事前に消防機関と十分な調整、火入れ者に許可条件等の厳守を指導する。

また、火入れの場所が隣接市町に接近している場合には、関係市町に通知する。

(4) たき火等の制限

気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。

火災予防条例等に基づき、一定区域内のたき火、喫煙等、火の使用制限を徹底する。

2 県

県域における林野火災発生の監視、連絡通報等の職務に当たらせるため、森林保全巡視指導員及び森林保全推進員を配置し、林野火災の予防を強化する。

(1) 森林保全巡視指導員と森林保全推進員の配置

森林火災発生危険区域及び森林面積等に応じて、34名の森林保全巡視指導員と50名の森林保全推進員を配置し、巡視を行う。

(2) 森林保全巡視指導員と森林保全推進員の職務

森林保全巡視指導員と森林保全推進員の職務については、「福岡県森林保全巡視事業実施要領」の定めるところによるが、その概要は、次のとおりである。

ア 林野火災を防止するため、入山者等に対して火気の取扱いを適正に行うよう指導し、森林所有者等が行う森林の火入れについて、森林法第21条及び第22条を遵守するよう指導するとともに、特に、必要がある場合には、たき火及び火入れの中止を勧告するなど、火気の取扱いについて適正な指導を行うこと。

イ 林野火災の早期発見に努め、特に、火災が発生したときは、最寄りの消防署及び警察署に急報する等、被害を最小限度にとどめるよう適切な措置を講ずること。

ウ 林野火災その他重大な森林災害を発見し、その旨の報告を受けたときは、直ちに事故発生報告により所轄農林事務所を経由して、知事に報告すること。

エ 防火標識の維持管理に務めること。

3 九州森林管理局

国有林野事業実施中における失火の防止、一般入山者によるタバコの不始末や近郊水田等の畦焼からの類焼を防止するため、監視を強化する。

第2節 林野火災防止のための情報の充実

福岡管区气象台は、林野火災防止のため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適切な情報発表に努めるものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 市及び県等の防災関係機関は、それぞれの機関内部及び関係機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間・休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図るものとする。
- (2) 市及び、県等の防災関係機関並びに関係事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器（人工衛星等）によるデータの利用可能性についても検討を加える。
- (3) 市及び県等の防災機関は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

2 情報の分析整理

- (1) 市及び県等の防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。
- (2) 市及び県等の防災関係機関は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

3 通信手段の確保

市及び県は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会との連携にも十分配慮することとする。

4 職員の体制

- (1) 市及び県等の防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。
- (2) 市及び県等の防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。また、定期的に訓練を行い、活動手順・使用する資機材や装備の使用方法等の習熟に努め、他の職員や機関等との連携等について徹底を図るものとする。
- (3) 市及び県等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。
- (4) 市及び県等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策を予め整えるよう努めるものとする。

5 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 市及び県等は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の終結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防救助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第2 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動関係

- (1) 警察は、捜索活動を実施するための、船舶、航空機等の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、救助工作車・救急車・照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

2 医療活動関係

- (1) 県は、県医師会・日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院（福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）を含む）と連携して、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品・医療資器材等の確保体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市、県は、あらかじめ、消防と医療機関、事業者等と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する傷病者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

3 消火活動関係

(1) 消防体制の整備

市及び県等の防災関係機関は、自衛隊・警察等の協力を得て、地域における総合的消防体制の確立を図る。

また、初期消火の徹底を図るため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を検討する。さらに、消防相互応援協定等により、広域的な消防体制の確立を図る。

(2) 火災対策用施設等の整備

市及び県等の防災関係機関は、火災対策用施設はもとより、火気取扱場所及びこれに関する設備、火災の早期発見等の施設を整備する。

ア 市

(ア) 防火水槽及び自然水利施設の増強を図る。

(イ) ヘリポート・補給基地の整備及び維持管理を推進する。

イ 九州森林管理局

国有林に係る防火線並びに林道の整備保全を行う。

ウ 関係機関（管理者等）

(ア) 休憩所等にドラム缶等を利用した防火用水を整備する。

(イ) 土管等を利用した路端用灰皿等を整備する。

(3) 資機材の整備

関係機関は、消防力の強化のため、防衛資機材の整備と備蓄を積極的に推進する。

ア 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシューター、チェンソー等作業用機器等、消火作業機器等の整備を推進する。

イ 消火薬剤等の備蓄

第一りん酸アンモニウム（MAP）、第二りん酸アンモニウム（DAP）、展着剤等、消火薬剤等の備蓄を推進する。

(4) 消防水利の多様化

市及び県は、大規模な災害に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(5) 空中消火体制

市は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進し、林野火災の状況に応じて早期にヘリコプターの活用が図れるようにするため、ヘリコプターの整備、広域航空応援体制の整備、活動拠点及び資機材の整備等、積極的な体制づくりを推進する。

(6) 自主防災組織等との連携等

市は、平常時から消防機関、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるとともに、消防車両等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第4 緊急輸送活動関係

警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。

第5 避難受入れ及び情報提供活動関係

以下で定める以外の避難体制等の整備については、風水害対策第2編第3章第8節避難体制等整備計画による。

1 避難誘導

市は、指定緊急避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民等への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。

また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、住民に対する周知徹底を図るものとする。

2 指定避難所

市は、公民館・学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性に配慮し、管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難（場）をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

3 関係者等への的確な情報伝達活動関係

- (1) 市及び県等の防災関係機関は発災後の経過に応じて、関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- (2) 市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。
- (3) 市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、市住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

第6 施設、設備の応急復旧活動関係

市及び県は、それぞれの所管する施設・設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

第7 二次災害の防止活動関係

市及び県は、林野火災により荒廃した地域の下流部における土砂災害危険箇所について、危険度を応急的に判定するため、技術者への判定養成や事前登録等の施策を推進するものとする。

第8 防災関係機関等の防災訓練の実施

1 訓練の実施

及び県等の防災関係機関並びに森林組合等の林業関係団体、民間企業及び地域住民等（以下「関係団体」という。）は、相互に連携を図りながら、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 市、県等の防災関係機関並びに森林組合等が訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、火災対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ、体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるように努めるものとする。

第4節 防災活動の促進

第1 防災知識の普及、予防啓発活動

1 防災思想の普及

市及び、県等の防災関係機関並びに関係団体等は、火災多発時期を重点的に、ハイカーなどの入山者等を対象とした次に掲げる予防広報を積極的に推進する。

(1) 山火事防止月間の設定

春季・秋季に山火事防止月間を設け、広報誌等を活用し、周知徹底を図る。

○ 春 - - 3月1日～3月31日 ○ 秋 - - 11月1日～11月30日

(2) ポスター、標識板等の設置

樹木や交通機関・林業関係機関等に提示し、注意を喚起する。

(3) ラジオ、テレビ等の活用

報道機関や学校等の協力を得て、防火思想の普及・啓発を図る。

2 要配慮者への配慮

訓防災知識の普及及び訓練実施に当たっては、要配慮者を強く意識し、避難に当たり、多数の支援を必要とする者が多く通所又は入所する医療・福祉系施設における防災安全対策の推進及び地域における支援体制整備に資するよう努めるものとする。

第2 住民の防災活動の環境整備

- (1) 市、県は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・設備の充実、青少年・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。
- (2) 林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、市及び県は、住民や事業所等の自主防災活動を助成・助長するものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

第1 災害情報の収集・連絡

大規模な林野火災が発生した場合、必要な対策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関相互にこれらの情報の共有化を図る必要がある。

このため、市及び県等の防災関係機関は、相互に密接な連携の下に、「林野火災情報伝達系統」（次図）により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達するものとする。

1 市の役割

- (1) 市は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動体制を取るとともに、関係機関（隣接市町、警察署等）に通報を行う。
- (2) 市は、地区住民や入山者等に対して周知を図る。
- (3) 市（消防機関）は、火災の規模等が通報基準に達したとき、また、特に必要と認めるときは、県に即報を行う。

通報基準

- － 焼損面積 10ha 以上と推定されるもの
- － 空中消火を要請したもの
- － 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
- － 人的被害が発生したもの

第2 通信手段の確保

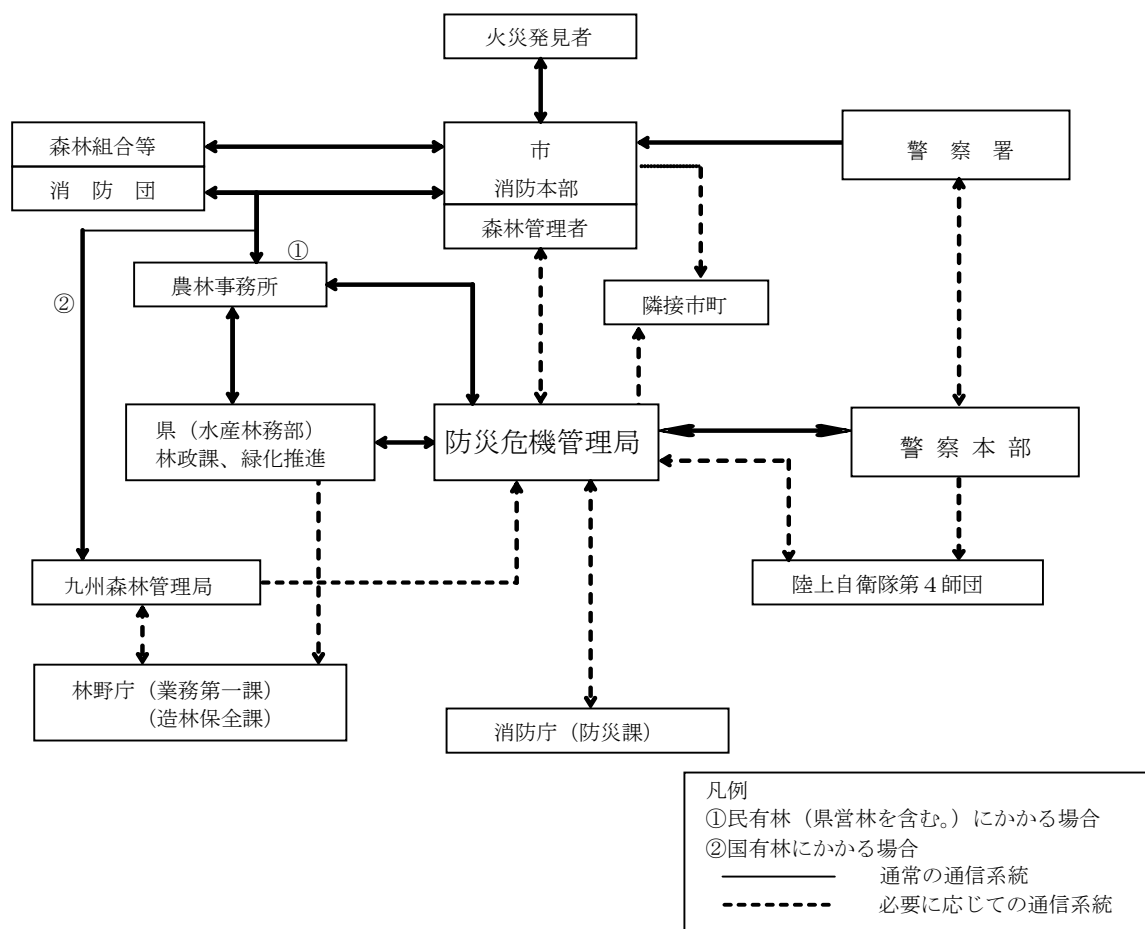
1 事故発生直後の通信確保

市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

2 重要通信の疎通確保

西日本電信電話株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。

■ 林野火災情報伝達系統



第2節 活動体制の確立

第1 市の活動体制

1 防災体制の確立

市は、発災後速やかに、職員に非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

その場合、市の地域防災計画やその他のマニュアル等あらかじめ定められた災害対策本部の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築するものとする。

2 空中消火体制の整備

消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県へ通報するとともに、次のとおり空中消火体制の準備を行う。

- (1) 福岡市消防局又は北九州市消防局航空隊への出動要請準備
- (2) 自衛隊に対する災害派遣要請のための準備
- (3) 空中消火資機材及びヘリポート等の設定準備

3 現地対策本部の設置

火災が拡大し、市では対処できないと判断するときは、関係機関の協力を得て、市に、現地対策本部を設置する。

現地対策本部の任務の概要は、次のとおりである。

- (1) 応援協定等に基づく隣接市町等の応援隊の出動要請
- (2) 自衛隊に対する災害派遣要請の検討
- (3) 応援隊・飛火警戒隊・補給隊等の編成
- (4) 警戒区域の指定

4 空中消火体制

ヘリコプターによる円滑な空中消火を実施するため、市は、次の措置を講じる。

- (1) 陸空通信隊の編成
- (2) 林野火災用防災地図の作成
- (3) 空中消火補給基地の設定
- (4) ヘリポート等の離発着場の把握、整備及び維持管理
- (5) 空中消火用資機材等の備蓄及び点検・搬入

第2 広域的な活動体制

市及び県は、被害の規模等に応じて、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対して応援を要請する。また、林野火災の発生を覚知したときは、発災地以外の地方公共団体は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

なお、応援要請の種類、手続等は、基本編・風水害対策編第3編第1章第4節応援要請計画による。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急活動

1 防災関係機関による救助・救急活動

- (1) 市及び県は、救助・緊急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、必要に応じて、国又は他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- (2) 自衛隊は、要請に応じ救急・救助部隊を編成し、派遣するものとする。

2 資機材等の調達等

- (1) 救急・救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 市及び県等の防災関係機関は、必要に応じ、他の地方公共団体又は民間からの協力等により救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第2 医療活動

- 1 市及び県等は、負傷者等に対する医療活動を行うため、医師会及び、医療機関（災害拠点病院（福岡県DMAT）を含む。）、日本赤十字社（福岡県支部）などの協力を得て、近隣医療機関への搬送を行う。また、必要に応じて、救護班の編成・現地への派遣などにより、適切な医療救護活動を実施するものとする。
- 2 自衛隊は、要請に応じ、救護班を編成し、派遣するものとする。

第3 消火活動

- 1 市等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消防活動を実施するとともに、時期を失することなく、近隣市町に応援要請を行うなど、早期消火に努めるものとする。
- 2 県及び警察は、他の地方公共団体・自衛隊との連携を図りながら、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火を早期に実施するよう努めるものとする。
- 3 市は、発災現場の地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 惨事ストレス対策

- 1 検索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- 2 市は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況や緊急度・重要度を考慮して、交通規制・応急復旧・輸送活動を行う。

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送対策の想定

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階
 - ア 上記(1)の続行
 - イ 災害復旧に必要な物資
- (3) 第3段階
 - ア 上記(2)の続行
 - イ 災害復旧に必要な物資

第5節 避難の受入れ及び情報提供活動

以下に定める以外の避難に関することについては、基本編・風水害対策編第3編第2章第4節避難計画による。

第1 避難誘導の実施

発災時には、市は、人命の安全を第一に、地域住民等の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示するものとする。

避難場所は次のように行う。

1 防災無線等

山中の集落及び入山者に火災発生を知らせ、住民及び入山者を安全地帯に誘導する。

2 広報者等

広報車や警察車両で知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼のおそれのある地域の住民及び入山者を安全地帯に誘導する。

3 航空機

入山者が山深く入っている場合、又はハイキングなどで多数の入山者が広範囲に散在するような場合、県警察は航空機による上空からの避難誘導を行う。

第2 指定緊急避難場所

市は発災時には、必要に応じ、避難情報等の発令とあわせて指定緊急避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図るものとする。

第3 指定避難場所

1 指定避難所の開設

市は、発災時に必要な避難場所を開設し、市民等に対し、周知徹底を図るものとする。

2 避難所の管理運営等

市は、各避難所の適切な管理運営を行うものとする。

第4 関係者等への情報伝達活動

1 被災者の家族等への情報伝達活動

市及び県等の防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合うものとする。

2 住民等への的確な情報の伝達

市及び県等の防災関係機関は、火災発生地の住民はもとより、広く一般住民に対し、林野火災の状況、安否情報、施設等の復旧情報等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

市及び県等の防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する専用窓口を設置するなど、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

また、住民のニーズを見極め、収集・整理・発信を行うものとする。

第6節 応急復旧及び二次災害防止活動

市及び県は、必要に応じ、国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者を活用し、土砂災害等の危険箇所を点検するとともに、危険性の高い箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制を整備し、可及的速やかに砂防施設、治山施設等の整備を行うものとする事業等を実施する。なお、県は、林野火災により荒廃した地域の下流域においては、土石流等の二次災害が発生することも十分留意しつつ、二次災害の防止に努めるものとする。

第4章 災害復旧計画

第1 迅速かつ円滑な被災施設の復旧

市及び県等は、あらかじめ定めた物資・資機材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。また、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第2 林野火災対策資料の作成

関係機関は、措置した事項を整理記録し、今後の対策樹立を図る。

市は、焼損面積20ha以上の火災の場合は、昭和55年3月11日付け消防地第81号に定める林野火災調査資料を作成し、速やかに県に報告を行う。

第6編 放射線災害対策編

第1章 災害の想定と業務の大綱

第1節 災害の想定

火災等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏洩等を想定した。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに防災関係機関への連絡通報・調整
- (2) 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- (3) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難情報等の発令
- (5) 死傷病者の身元確認
- (6) 県又は他の市町村に対する応援要請
- (7) 風評被害対策に関すること

2 福岡県

- (1) 的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報
- (2) 自衛隊、地方公共団体等に対する応援要請
- (3) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整
- (4) 医療救護体制の確保
- (5) 風評被害対策に関すること

3 福岡県警察本部（八女警察署）

- (1) 被害状況の収集及び被害実態の把握
- (2) 被災者の救出救助
- (3) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (4) 事故現場及びその周辺における警戒警備
- (5) 遺体の検視及び身元の確認
- (6) 行方不明者の搜索
- (7) その他事故災害に必要な警察活動

4 放射性物質取扱施設の設置者（以下「施設設置者」という。）

- (1) 事故状況の収集・把握及び防災関係機関への連絡通報
- (2) 施設の防災対策の実施

5 その他防災関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）

- (1) 所管の応急対策の実施

(2) 県及び市町村等との協力・連携

第2章 災害予防計画

第1節 施設等の安全性の確保

第1 施設の安全確保関係

施設設置者は、放射線災害の発生及び拡大を未然に防止するため、次のとおり施設の防災対策に係る措置を推進する。

- 1 施設の耐震・不燃化対策による安全確保
- 2 放射線による被ばくの予防対策
- 3 施設の環境放射線量の測定による放射能レベルの常時把握
- 4 自衛消防防災体制の充実改善

第2 防災業務関係者に対する教育・訓練

施設設置者及び放射性物質の運搬、管理等を業として行う者（以下「施設設置者等」という。）は、放射線防災業務に携わる者に対し、教育・訓練の充実に努めるものとする。

第3 防災要員の安全確保関係

施設設置者等は、応急対策を行う防災要員の安全を確保するため防護資機材及び緊急被ばく医療備等の整備を行うものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市、県等の防災関係機関及び施設設置者は、それぞれの機関、機関内部、機関相互間におけるそれぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

また、夜間、休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図るものとする。

(2) 市、県及び施設設置者は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、必要に応じ、被災現場等において、情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

2 情報の分析整理

(1) 市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) 市及び県等の防災関係機関は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

3 通信手段の確保

市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会との連携にも十分配慮することとする。

4 職員の体制

- (1) 市及び県等の防災関係機関並びに施設設置者は、それぞれの機関において実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。
- (2) 市及び県等の防災関係機関並びに施設設置者は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。また、定期的に訓練を行い、活動手順・使用する資機材や装備の使用方法等の習熟に努め、他の職員や機関等との連携等について徹底を図るものとする。
- (3) 市及び県等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。
- (4) 市及び県等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策を予め整えるように努めるものとする。

5 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 市は県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (2) 市及び県は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、緊急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

6 放射線検出体制の整備

施設設置者等は、防護服のほか、放射線測定機器等の整備等を通じ、収納された放射性物質や輸送容器の異常の有無を定期的に確認するとともに、緊急時における放射線の量及び放射性物質による汚染状況の測定体制を整備するものとする。

市及び県は、放射線測定機器、防護服等の整備に努めるものとする。

7 専門家の派遣体制

県は、施設設置者等より放射線災害の発生の連絡を受けた場合、国の担当省庁に対し、事態の把握等のために、専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続をあらかじめ定めておくものとする。

8 放射線災害用資機材等の整備

市、県、警察及び医療機関等は、放射線災害に備え、放射線測定資機材、除染資機材及び陽圧式化学防護服や空気呼吸器等の防護用資機材並びに応急救護医薬品類の整備充実に努めるものとする。

第2 避難収容活動関係

市が住民の避難誘導の方法についてあらかじめ定める場合、人命の安全確保と秩序ある行動維持の両立に配慮するとともに、コンクリート屋内退避体制の整備及び積極的な住民周知に努めるものとする。

第3 緊急輸送活動関係

警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通の管理体制を整備するものとする。

第4 救助・救急、医療及び消火活動関係

1 救助・救急活動関係

市は、救助工作車・救急車・照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

2 医療活動関係

- (1) 市、県及び施設設置者は、あらかじめ、緊急時の被ばく医療対応可能機関をはじめとする医療機関との相互連絡体制の整備を図るとともに、同体制に係る計画作成に努めるものとする。
- (2) 県は、県卸業協会等を通じ、放射線災害に必要な医薬品の確保に努める。

3 消火活動関係

市は、平常時から施設設置者等との連携強化を図り、放射性物質取扱施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保・消防体制の整備に努める。

第5 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係

- 1 市及び県等の防災関係機関並びに施設設置者は、発災後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- 2 市及び県等の防災関係機関並びに施設設置者は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。
- 3 市、県等の防災関係機関は、住民等からの問い合わせ等に対応する窓口設置等の体制についてあらかじめ準備しておくものとする。

第6 防災関係機関等による防災訓練の実施

1 訓練の実施

市及び県等の防災関係機関並びに施設設置者等は、相互に連携を図りながら、より実践的な訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 市、県及び自衛防災組織等が放射線災害に係る訓練を行うに当たっては、事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件設定を通じ、実践的なものとなるよう工夫

するものとする。

(2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第7 災害復旧への備え

市、県及び施設設置者等は、災害復旧に資するため、放射性物質による汚染の除去に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

放射線災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関相互にこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、県及び市町村等の防災関係機関並びに施設設置者等は、相互に密接な連携の下に、図1及び2に掲げる各情報伝達システムにより、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達するものとする。

1 施設設置者等

施設設置者等は、放射性物質の放出等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに国の担当省庁及び市、県、県警察本部等に対し通報連絡し、その後の状況についても逐時通報連絡する。放射性物質取扱施設等に係る災害時の情報連絡の系統は、図1のとおりとする。

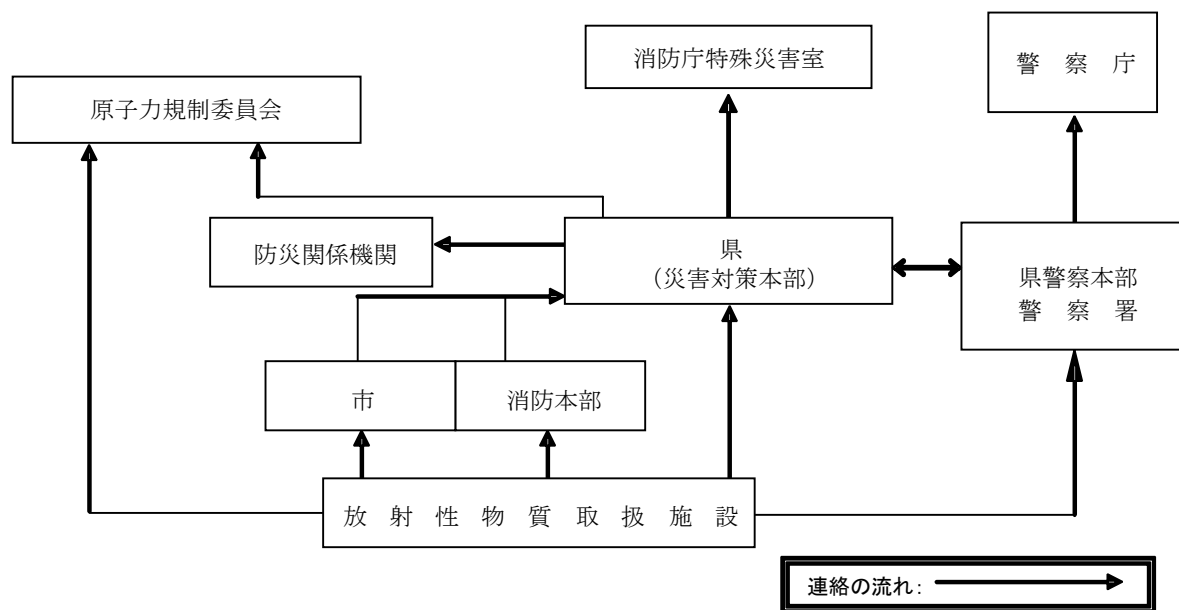
また、運搬中の事故に伴う放射性物質の漏洩時等に係る情報連絡の系統は、図2のとおりとする。

なお、併せて事故現場における被ばくのおそれの有無及び放射線量等の被害状況、被ばく防止のため既に実施された応急措置内容、活動体制及び対策本部設置状況等について、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

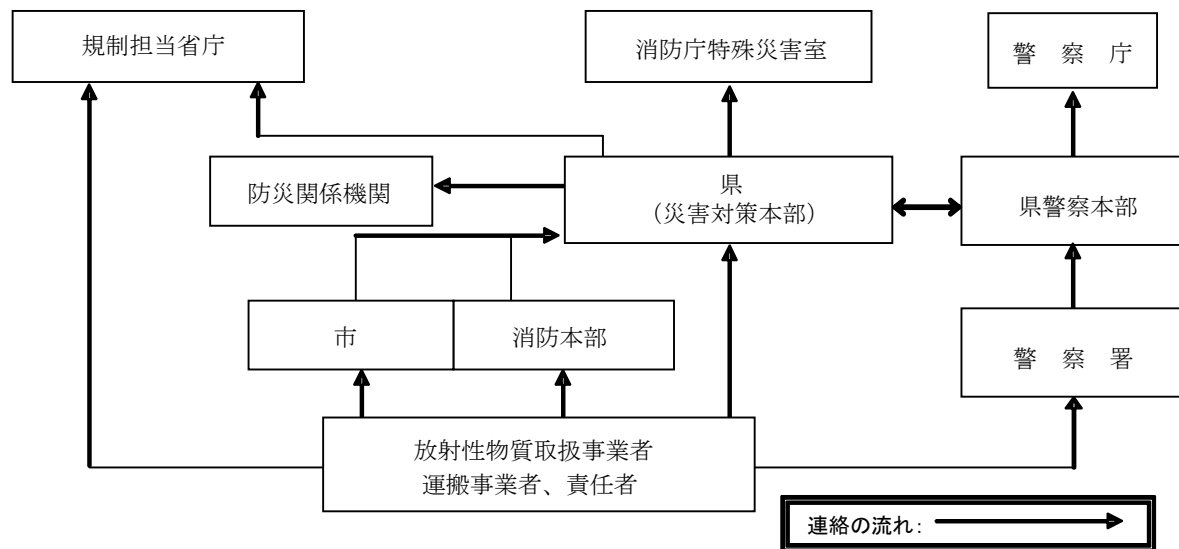
2 市の役割

- (1) 市は、事故の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。
- (2) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- (3) 市は、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

図－1 放射性物質取扱施設等に係る災害時の情報連絡系統



図－2 運搬中の事故に伴う放射性物質の漏洩時等に係る情報連絡系統



第2 通信手段の確保

1 事故発生直後の通信確保

市及び県等の防災関係機関並びに施設設置者等は、火災発生直後直ちに、災害情報連絡のための交通手段を確保するものとする。

2 重要通信の疎通確保

西日本電信電話株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 施設設置者等の活動体制

施設設置者等は、事故発生又は発生のおそれがある旨の通報を行った場合、速やかに、職員の非常参集及び情報収集連絡体制の確立等必要な体制を取るものとする。

施設設置者等は、市、県等の防災関係機関との間において、緊密な連携の確保に努めるものとする。

第2 市の役割

市は、発災後速やかに、職員の非常参集・情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を取る。

その場合、市防災計画やその他のマニュアル等に、あらかじめ定められた災害対策本部の設置基準・配備体制・職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

第3 関係機関の活動体制

災害の規模が大きく、応急対策活動をより強化する必要があるとして、現地合同現場本部が設置された場合、速やかに職員を派遣する。

第4 広域的な活動体制

市及び県等の防災関係機関は、被害の規模に応じて、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の自治体等に対して応援を要請する。

第5 自衛隊の災害派遣等

1 知事は、事故災害による被害が甚大であり、市、県及び各防災関係機関のみでは対処することが困難と予想される場合には、自衛隊法第83条の規定に基づく災害派遣を要請するものとする

2 自衛隊は、法令で定める者から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の可否を判断し、部隊派遣等適切な措置を行う

第6 武力攻撃事態等との調整

当初事故災害と判断して対応したものであっても、その後国民保護法に基づき、政府において事態認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知があった場合、直ちに国民保護対策本部を設置し、災害対策本部等を廃止する。この場合において実施した各種の措置についても、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど、必要な措置を行う。

第3節 屋内退避・避難収容等の防護活動

第1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

1 屋内退避等のよびかけ

市は、施設設置者等による放射性物質の汚染状況調査の結果、必要に応じ、当該地域住民に対し、屋内退避及びコンクリート屋内退避等と呼びかける。

その他放射性物質等により地域住民が危険にさらされるおそれがある場合においても、同様の措置を取る。

2 退避等の方法

市は、昼夜の別、地形、風向等の気象動向を総合的に勘案しながら、必要に応じ、定める屋内退避・避難誘導の方法に基づき、地区住民を退避又は避難させる。

第2 指定避難所

1 指定避難所の開設

市は、発災時に必要な避難所を開設し、住民等に対し、周知徹底を図る。

2 指定避難所の管理運営

市は、各避難所の適切な管理運営を行う。

第3 放射線測定の実施

県は、環境への影響を把握するため、必要に応じ、国等の協力を得ながら、事故現場の周辺地域等の放射線量の測定を行うこととする。

第4 飲料水、飲食物の摂取制限

市及び県は、放射性物質等による汚染状況の調査の結果等により、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を取る。

■ 飲食物摂取制限に関する指標（参考）

対象	放射性ヨウ素（I）	放射性セシウム（Cs）
飲料水 牛乳・乳製品	$3 \times 10^2 \text{Bq/kg}$ 以上	$2 \times 10^2 \text{Bq/kg}$ 以上
野菜類 穀類、肉・卵・魚 その他	$2 \times 10^3 \text{Bq/kg}$ 以上	$5 \times 10^2 \text{Bq/kg}$ 以上

（参考：福岡県地域防災計画原子力災害対策編）

注）飲食物摂取制限に関する指標とは、大量の放射性物質の放出を伴うような事故が発生した際、汚染食品の摂取や流通を制限するための目安として、放射性ヨウ素、放射性セシウム、プルトニウムなどについて出された指標値。

単位（Bq/kg）は、1kg 当たりのベクトル量（放射能単位）を示す。

第5 農林産物の摂取及び出荷制限

市及び県は、農林産物の生産者、出荷機関等に汚染農林産物の摂取禁止、出荷制限等必要な措置を取る。

第4節 警戒区域の設定、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 警戒区域の設定

災害地の市町村は、地域住民の安全を守るため、必要に応じ警戒区域を設定する。

第2 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度・重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

なお、規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急活動

1 救助・救急活動

(1) 施設設置者等は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(2) 救助・救急活動を実施する各機関は、現場活動する職員の二次汚染等の防止に努めるものとする。

(3) 市及び県等の防災関係機関は、被害状況の早急な把握に努め、必要があれば、速やかに他の機関に応援を要請する。

(4) 資機材等の調達等

ア 救急・救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

イ 施設設置者等は、災害に備え、資機材等の整備、備蓄を図るとともに、調達体制を整備するものとする。

ウ 市及び県等の防災関係機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第2 医療・救護活動

1 医療班の編成と救護活動

(1) 災害医療活動のほか、市は、地元の医師会の協力を得て、医療班を編成する。

(2) 県は、市の要請により、近接保健環境福祉事務所等を中心に医療班を編成する。編成に当たっては、県医師会・日本赤十字社（福岡県支部）及び災害拠点病院等と連携を取る。

(3) 医療班は、国からの要請等により派遣される緊急被ばく医療派遣チーム（放射線医学総合研究所）の助言等を受け、救護所において放射線による被ばくを受けた者又はそのおそれのある者の検査及び救護に当たるものとする。救護所は、公民館等の公共的施設又は医療機関に開設する。

2 医療機関における検査、治療等

精密な検査等の医療措置を要すると認められる者がある場合、市及び県は、自衛隊等関係機関の協力を得て原子力災害拠点病院等に移送し、必要な検査、除染及び治療を受けさせる。

第3 消火活動

1 施設設置者等による消火活動

施設設置者等は、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ、迅速に初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

2 市町村による消火活動

- (1) 市は、放射線防護に関する専門家等の意見を踏まえ、消防活動方法の決定及び活動を行う消防職員の安全確保を図りつつ、施設設置者等と協力して迅速に消火活動を実施するものとする。
- (2) 災害現場の市長は、災害規模大で、当該市の消防力だけでは対処できない場合は県内消防相互応援協定又は隣接消防相互応援協定等に基づく応援要請を行うものとする。
- (3) 災害現場以外の市町村は、同協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

第1 被災者の家族等への情報伝達活動

市及び県等の防災関係機関並びに施設設置者等は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、農畜水産物等の安全性の確認状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。その際、災害時要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合うものとする。

なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合うものとする。

第2 住民等への的確な情報の伝達

市及び県等の防災関係機関並びに施設設置者等は、災害発生地の住民等に対し、災害の状況、安否情報、施設等の復旧情報、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

第3 住民等からの問い合わせに対する対応

市及び県等の防災関係機関並びに施設設置者等は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応するように、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

また、住民のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うものとする。

第4章 災害復旧計画

第1 関係情報の収集・調査

市は、避難等の措置を取った市民が、災害発生時その地域に所在した旨の証明及び避難所等において取った措置等を登録するとともに、その結果を県に報告する。

市は、市民が受けた損害の調査を実施し、その結果を県に報告する。

市及び県は、被災地の汚染状況、応急対策措置及び復旧対策措置を記録しておくものとする。

市及び県等の関係機関は、大気、水質、農林水産資源、水鳥、植生等に対する事故災害による影響の調査並びにそれを踏まえた必要な対策（環境復旧対策、野生生物救護対策、史跡名勝天然記念物対策等）について、連携を図りながら実施する。

なお、環境対策の実施に当たっては、必要に応じ、国（環境省等）、専門家による指導・助言等の活用を図るものとする。

第2 健康に対する相談体制の整備

市及び県は、県医師会等と連携し、災害発生地周辺の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

第3 風評被害等軽減のための広報活動の実施

市、県、商工観光及び農林水産業関係者等の関係機関は、風評による観光客離れ、消費者の農林水産物離れ等を防止するため、連携を図りながら、次に掲げるような風評対策を実施する。

- 1 風評による観光、消費への影響調査
- 2 風評に対応するための客観資料の収集
- 3 風評被害を受けた事業者等に対する総合的な相談窓口の設置等の支援
- 4 報道機関等を通じたキャンペーン活動等